

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20250305保局第3号
令和7年3月13日

貯留等工作物等の技術上の基準の解釈例

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市

この貯留等工作物等の技術上の基準の解釈例（以下「解釈」という。）は、貯留等工作物等に関する技術上の基準を定める省令（令和6年経済産業省令第74号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

(定義)

第1条 省令第1条第1項第1号ハに規定する「トラベリングブロック（巻揚用ロープによりクラウンブロック（やぐらの上部に設置され、巻揚用ロープにより巻揚機と接続される定置式の滑車をいう。第六条第二項において同じ。）につり上げられる移動式の滑車をいう。第七条第一項において同じ。）、フックその他の掘管等をつり上げるための設備」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターをいう。

(立入りの防止)

第2条 省令第2条に規定する「適切な措置」とは、さく、へい、有刺鉄線又は生垣等を設け、かつ、構内の貯留等工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。

(保安通信設備)

第3条 省令第3条に規定する「適切な通信設備」とは、次の各号のいずれかをいう。

- 一 加入電話設備（交換設備と加入者が指定する場所との間に通信回線を設置し通信を行う設備をいう。）
- 二 専用電話設備（指定された区間に設置する通信回線を利用して通信を行う設備をいう。）
- 三 無線電話通信設備（電波を利用して音声等を送り、又は受けるための通信設備をいう。）

(保安距離)

第4条 省令第4条に規定する「住宅、学校、病院その他の施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
- 二 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
- 三 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、300人以上の人員を収容することができるもの
- 四 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項

に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第4項（第4号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第28項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設であって、20人以上の人員を収容することができるもの

五 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第78条第1項、第109条第1項若しくは第182条第2項の規定により、それぞれ重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定により、重要美術品として認定された建築物

六 次に掲げる高压ガス設備等（試掘場の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）

イ 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設（高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高压ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第12号又は液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第9号の移動式製造設備をいう。）である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）であるものをいう。以下同じ。）及び同条第2項第1号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日30立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするための施設

ロ 高压ガス保安法第16条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第17条の2第1項の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所

ハ 高压ガス保安法第24条の2第1項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設

ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法

律第149号) 第3条第1項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所であって、300キログラム以上の貯蔵施設を有するもの

七 第一号から第六号までに掲げるもの以外の建築物等で住居の用に供するもの(試掘場と同一の敷地内に存するものを除く。)

八 使用電圧が7,000ボルトを超え35,000ボルト以下の特別高圧架空電線

九 使用電圧が35,000ボルトを超える特別高圧架空電線

2 省令第4条に規定する「適切な距離」とは、20メートルとする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

(やぐら)

第5条 省令第5条第1項に規定する「最大総荷重」とは、最大静荷重、加速度荷重及び坑壁との摩擦による荷重を合計したものをいう。

2 省令第5条第1項及び第3項に規定する「予想される風圧」とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号)第74条の規定による調査の結果を踏まえて計算した、やぐらの全露出面に対する風圧をいう。

3 省令第5条第2項に規定する「最大静荷重」とは、やぐらの自重にやぐら以外の掘削用機械の荷重を加えたものをいう。

4 省令第5条第2項に規定する「耐える強度を有するもの」とは、やぐらの脚の安全率が、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針(内規)(20121115商局第4号。以下「指針」という。)第15章4に規定する数値以上であることをいう。

5 省令第5条第3項に規定する「適切な数の控綱」とは、控綱の数が、指針第15章5に規定する数値以上であることをいう。

(巻揚機)

第6条 省令第6条第2項に規定する「巻揚機とクラウンブロックとを接続する部分に作用する最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、指針第15章6に掲げる要件を満たしていることをいう。

(トラベリングブロック等)

第7条 省令第7条第3項に規定する「予想される最大荷重に耐える強度を有するもの」とは、トラベリングブロック、フック及びパイプ用エレベーターの最大静荷重に対する安全率が、指針第15章7に規定する数値以上であることをいう。

(ロープ等)

第8条 省令第10条第3項に規定する「適切な保護設備」とは、鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号）第17条第4項第4号に規定する「適切な保護設備」と同様の設備をいう。例えば、パイプトングの平衡錘のガイド等をいう。

（火薬類取扱所等）

第9条 省令第11条第1項に規定する「火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第五十二条第三項（第十一号から第十三号までを除く。）の基準に適合するもの」とは、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20210215保局第1号）に掲げる要件を満たしていることをいう。

附 則

この規程は、令和7年3月13日から施行する。